

大学独自制度による令和8年度前期授業料減免・徴収猶予 募集案内

大学独自制度による令和8年度前期授業料減免・徴収猶予の申請を受付します。希望する者は、次のとおり、申請の手続をしてください。申請に基づき審査の上、決定します。

令和7年4月から、日本人学生を対象に、所得制限を撤廃し、多子世帯支援を拡充しています。多子世帯の場合、授業料が半額減免されます。

1 制度の概要及び対象者

(1) 減免

令和8年度前期授業料（267,900円）の半額（133,950円）を減免します。

【対象】

・留学生又は大学院生、専攻科生

・学部生で高等教育の修学支援制度の対象外（高校卒業後3年以上で大学へ入学等）である者

(2) 徴収猶予

令和8年度前期授業料の徴収を必要な期間（最長で令和9（2027）年2月末）まで猶予します。

※減免に申請した場合、令和8年度前期授業料の納期限は、令和8年5月29日（金）です。この期限に納付が困難である方は、徴収猶予もあわせて申請してください。

【対象】

全学生（ただし、令和8年4月に新規で高等教育の修学支援制度に申込を予定する者を除く。）

2 申込資格、選考基準等（減免・徴収猶予共通）

本学に在学する学生で、次の(1)～(3)の要件を全て満たす者

(1) 学費を支弁することが困難である者

(2) 家計の経済状況に関する基準

申請者及びその生計を維持する者（原則父母）※1の収入の状況（減免額算定基準額※2）が、51,300円未満である者。ただし、多子世帯に該当する者は、所得制限はありません。

※1 留学生の世帯は単身世帯とみなします。（国内に在住し、留学生と生計を一にする家族がある場合を除く）

※2 今回の募集では2024年（1～12月）の収入に基づく令和7年度住民税情報で審査します。

「進学資金シミュレーター」で対象か確認しましょう！（※単身世帯の留学生、日本人多子世帯を除く）

収入基準（減免額算定基準額）について、日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」で、あなたの世帯構成で収入基準に該当するかおおよその目安として確認できます。

日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

「奨学金選択シミュレーション」→「給付・貸与シミュレーション（保護者の方向け）」で

収入情報等を入力し、対象かどうか確認してください。「第Ⅰ区分」、「第Ⅱ区分」、「第Ⅲ区分」のいずれかが表示されれば、支援の対象となる可能性があります。「第Ⅳ区分」は多子世帯である必要があります。



《シミュレーションにあたっての注意事項》

- ・給与収入等を入力する必要がありますので、給与や公的年金の収入金額は源泉徴収票や住民税課税決定通知書（特別徴収税額の通知書）、それ以外の所得金額は確定申告書等で確認することができます。書類を手元に準備したうえで、シミュレーションを行ってください。
- ・シミュレーションの「結果表示画面」を印刷し、提出してください。

● 多子世帯の支援（日本人学生のみ）

多子世帯とは、生計維持者が扶養する子どもが3人以上かつ、申請者本人が生計維持者に扶養されている場合を指します。該当する方は、別紙「生計維持者の扶養する「子ども」の数の申告書」により、申告の対象となる子どもの範囲を確認してください。

※今回の募集では2024年12月31日時点の子どもの数で審査します。

※学生の兄弟姉妹であっても、所得が一定以上である（いわゆる扶養を外れた）方など、生計維持者が扶養していない者は対象ではありません。

※学生の祖父母、兄弟姉妹以外にも生計維持者が扶養している者がいる場合は、個別に大学にお問い合わせください。

(3) 学業成績等に関する基準

修業年限を超えておらず、令和7年度後期までに、標準修得単位数を修得している者。ただし、休学及び正当な事由（留学等）による場合はこの限りではありません。在学生は申請の段階では、成績が判明していないため、修得の見込みがある者として申請してください。

【標準修得単位数表】

※この表は春入学者を対象としています。秋入学者は1つ前の期が適用されます。

区分	学年	標準修得単位数	
		前期	後期
学部	1年次	※1	卒業必要単位数の1／8以上
	2年次	卒業必要単位数の2／8以上	卒業必要単位数の3／8以上
	3年次	卒業必要単位数の4／8以上	卒業必要単位数の5／8以上
	4年次	卒業必要単位数の6／8以上	卒業必要単位数の7／8以上
助産学専攻科		※1	
大学院 修士課程※2	1年次	※1	修了必要単位数の1／4以上
	2年次	修了必要単位数の2／4以上	修了必要単位数の3／4以上
大学院 博士課程	1年次	※1	
	2年次	修了必要単位数の1／3以上	
	3年次	修了必要単位数の2／3以上	

※1 入学試験合格をもって標準修得単位数を修得しているものとみなす。

※2 経営専門職大学院を含む。

今回の対象

3 申請期間

- ・ 在学生：令和8年1月26日（月）～2月4日（水）17時締切
- ・ 令和8年4月入学生：令和8年4月20日（月）～5月1日（金）17時締切

4 提出先

所属キャンパス教学課

5 提出物

- ・ 申請書等の様式は、以下のホームページからダウンロードしてください。
[奨学金・授業料減免制度等 > 大学独自の授業料減免・微収猶予](https://www.pu-hiroshima.ac.jp/site/scholarship/01-scholarship.html) 
<https://www.pu-hiroshima.ac.jp/site/scholarship/01-scholarship.html>
- ・ 最新の課税証明書の提出が必要です。次の項目が記載されていることが必要です。
①課税標準額 ②調整控除額 ③調整額 ④扶養親族の数 ⑤合計所得金額
⑥総所得金額等 ⑦本人該当区分

【継続申請者】に令和7年度後期大学独自制度による授業料減免を申請した者

● 日本人学生及び日本国内に生計を共にする家族がある留学生全員が必ず提出する書類

- (1) 申請書（様式あり）
- (2) 生計維持者（原則父母）と、学生本人の住民票
※マイナンバーが記載されていない3ヶ月以内もの。

● 単身世帯の留学生全員が必ず提出する書類

- (1) 申請書（様式あり）
- (2) 学生本人の住民票
※マイナンバーが記載されていない3ヶ月以内もの。

令和8年度前期から大学独自制度による授業料減免に新たに申請する者

● 日本人学生及び日本国内に生計を共にする家族がある留学生全員が必ず提出する書類

- (1) 申請書（様式あり）
- (2) 生計維持者（原則父母）と学生本人の住民票
※マイナンバーが記載されていない3ヶ月以内もの。
- (3) 生計維持者（原則父母）と学生本人の令和7年度課税証明書（2024年1月～12月収入）

● 単身世帯の留学生全員が必ず提出する書類

- (1) 申請書（様式あり）
- (2) 学生本人の住民票
※マイナンバーが記載されていない3ヶ月以内のもの。
- (3) 学生本人の令和7年度課税証明書（2024年1月～12月収入）

※令和7年1月以降に日本に入国した留学生は課税証明書が発行されませんので、提出は不要です。申請書に日本へ入国した年月を記入し、減免が必要である理由及び家計状況を申請書に詳細に記入してください。

該当者のみ

● 該当者のみが提出する書類

- 日本人学生で、多子世帯でない者 ※令和7年度後期に申請した者は不要
進学資金シミュレーターの結果表示画面を印刷したもの
- 日本人学生で、多子世帯である者 ※令和7年度後期に申請した者は不要
 - ・ 生計維持者の扶養する「子ども」の数の申告書（様式あり）
 - ・ 生計維持者（原則父母）と学生本人に加え、生計維持者の扶養親族が記載された住民票
(扶養する親族に鉛筆で「○」をつけ、課税証明書の扶養親族数と一致させてください。)
- 学部日本人学生で、減免を申請する者
 - ・ 高等教育の修学支援制度 確認シート（様式あり）
- 学生本人が社会人等で独立生計維持者として申請する者（※単身世帯の留学生は対象外）
 - ・ 独立生計認定申請書（様式あり）
該当の認定条件により、申請書に記載のある必要な書類をあわせて準備してください。

6 注意事項

- ・ 申請書を作成する際は「記入例」を参考にして誤りがないようにしてください。
- ・ 申請書の「署名欄」はボールペンで記入してください。消去できる筆記具（鉛筆、消せるボールペン等）は使用しないでください。また、訂正をする場合は、二重線で消し、訂正印を押印してください。
- ・ 令和7年度の授業料が全額納付されていない場合は、申請は受け付けられません。

7 選考結果の通知

- ・ 在学生： 5月上旬（予定）
- ・ 令和8年4月入学生： 6月上旬（予定）

8 令和8年度前期授業料の納付

- ・ 在学生
選考結果に応じた授業料を令和8年6月1日（月）の納期限に口座引落等により納付してください。
- ・ 令和8年4月入学生
選考終了後まで授業料を徴収猶予しますので、令和8年6月1日（月）の納期限に納付する必要はありません。選考終了後、令和8年6月30日（火）までに選考結果に応じた授業料を納付してください。
- ・ 徴収猶予申請者
採用の場合は決定した期限まで、不採用の場合は上記の期限までに納付してください。

9 家計に急変が生じている方

2024年の収入で収入基準が対象外である場合でも、2025年以降に生計維持者の死亡、病気等により半年以上就労が困難な場合、失業、被災により家計が急変した方は、各種制度の「家計急変」での申請ができる場合がありますので、教学課へ相談してください。

問い合わせ（平日 8:30～17:15）

・ 広島キャンパス

〒734-8558 広島県広島市南区宇品東一丁目1番71号 広島キャンパス教学課学生支援係
Tel : 082-251-9720 電子メール : s-service@pu-hiroshima.ac.jp

・ 庄原キャンパス

〒727-0023 広島県庄原市七塚町5562番地 庄原キャンパス教学課
Tel : 0824-74-1701 電子メール : skyougaku@pu-hiroshima.ac.jp

・ 三原キャンパス

〒723-0053 広島県三原市学園町1番1号 三原キャンパス教学課
Tel : 0848-60-1126 電子メール : kyogaku@pu-hiroshima.ac.jp